

滋賀県死因究明等推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 平成26年6月13日に閣議決定された「死因究明等推進計画」を推進するため、滋賀県死因究明等推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。推進協議会の運営に関し必要な事項は、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 推進協議会は、滋賀県における死因究明に係る各種事業を推進させるとともに、その方策等について協議する。

(組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 滋賀医科大学医学部の代表者
- (2) 滋賀県医師会の代表者
- (3) 滋賀県歯科医師会の代表者
- (4) 滋賀県薬剤師会の代表者
- (5) 滋賀県病院協会の代表者
- (6) 大津地方検察庁の代表者
- (7) 滋賀県警察本部の代表者
- (8) 滋賀県保健所長会の代表者
- (9) 滋賀県健康医療福祉部の代表者
- (10) その他事業に必要な者

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、構成員の中から互選によって定める。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて推進協議会を招集する。

- 2 構成員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を推進協議会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 推進協議会の事務は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年 4月21日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。